



次世代を担う子ども一人ひとりの成長と発達を社会全体で応援するため、これまでの児童手当制度にかわり、4月から子ども手当制度が始まります。

制度の概要

- ◆所得制限がありません
- ◆支給対象は中学校修了まで
- ◆手当の額は子ども1人につき、平成22年度は一律1万3千円

【支給対象者】

岩見沢市在住の父母等に支給しますが、次のことから総合的に判断します。

- ◆世帯主かどうか
- ◆生計の中心者かどうか
- ◆健康保険証の扶養の適用状況
- ◆所得税等の扶養控除の適用状況

【支給額】

子ども1人につき月額1万3千円

【支給月】

平成22年度は6月(4・5月分)、

10月(6月から9月分)、翌年の2月

(10月から翌年1月分)

平成22年2・3月分の児童手当も6月に支給します。

【支給対象となる子】

- ①平成7年4月2日から平成22年3月31日までに生まれた子
- ②平成22年4月1日以降に生まれた子
- ③平成22年4月1日以降に監護面倒を見る(開始となる子)
- ④第2子目以降で児童手当の申請をしていない子

すでに児童手当を受けていて、3月中に出生・転入により対象児童が増えた方は、その事実が発生した日から15日以内に、児童手当の手続きを行わないと、増えた児童の分の子ども手当は、申請した月の翌月分からの受け取りになります。

【申請受付】

①は9月30日(木)まで(この日までに申請すると4月分にさかのぼって支給となります。10月1日(金)以降の申請は、申請月の翌月からの支給となります)

子ども手当制度

②・③・④は随時受付ますが、手当の支給は申請月の翌月からになります。

臨時申請窓口開設

日時 4月10日(土)・11日(日)
午前9時から午後5時30分
場所 市役所本庁、北村・栗沢の両支所
問合せ先 市福祉課児童福祉係

子ども手当Q&A

Q 児童手当と子ども手当は両方受けられるんですか？

A 児童手当は3月分までで、4月からは子ども手当だけになります。したがって、6月に受け取る手当は児童手当が2か月分、子ども手当が2か月分となります。

Q 中学2年生と中学1年生の子がいます。5月に申請しましたが、何月分から手当を受けられますか？

A 2人とも4月分から子ども手当を受けられます。

Q 3月10日(水)に第1子を出産しましたが、申請が5月14日(金)になってしまいました。何月分から手当を受けられますか？

A 4月分から受けられます。

【申請方法など】

◆ 基準日は、平成22年3月31日(※)。基準日現在、児童手当を受給している方で、中学生のお子さんがいない方は申請の必要はありませんが、次の方は申請が必要です。

◆ 基準日に、中学生のお子さんがいる方

◆ 所得制限により、現在児童手当を受給していない方

Q 現在、児童手当を受給していません。3月15日(月)に第2子を出産しましたが、申請が4月2日(金)になってしまいました。何月分から手当を受けられますか？

A 現在児童手当を受給している1人目のお子さんは4月から子ども手当を受けられますが、2人目のお子さんは、申請が4月に入ってからなので、申請月の翌月の5月分から子ども手当が受けられます。

Q 4月5日(月)に第1子を出産しましたが、申請が5月6日(木)になってしまいました。何月分から手当を受けられますか？

A 申請が5月に入ってからなので、申請月の翌月の6月分から子ども手当が受けられます。

◆ 事情により、現在児童手当を受給していない方

◆ 4月1日以降に岩見沢市民となつた方

公務員の方は職場で手続きしますので、窓口での申請は不要です。

【申請に必要なもの】
印鑑、保険証、預金通帳いずれも支給対象者のもの

お子さんと別居している場合は、

支給対象となるお子さんの保険証と住民票を持参してください。

【申請場所】

市福祉課児童福祉係、北村・栗沢両支所の保健福祉課保健福祉係、有明交流プラザ・幌向・朝日・美流渡の各サービスセンター、奈良町・万字の各連絡所

問合せ先 市福祉課児童福祉係

父子手当を支給します

国に先行して市が独自に

市は国の児童扶養手当制度の拡充に先立ち、児童を養育している父子家庭に対して、独自に父子手当を支給します。

支給資格 0～18歳まで(特別児童扶養手当の受給対象児童は20歳未満)で、次のいずれかの状態にある児童を養育している父子家庭の父親

- 離婚または母親が死亡・生死不明等により、父親に養育されている児童
- 母親に一定の障がいがある児童

児童・父親が次に該当する場合は手当を受けられません。

- ・ 岩見沢市に1年以上住所がない
- ・ 公的年金や遺族補償、生活保護を受給している
- ・ 所得の申告がない
- ・ 婚姻している(事実上婚姻関係にある場合を含む)
- ・ 児童が児童扶養手当の支給対象となっている

支給制限 児童扶養手当制度に準じ、父および扶養義務者(同居する申請者の父母、兄弟姉妹等)の前年所得により、一部支給または申請を却下することがあります

支給額 対象児童1人目9,850円～41,720円(所得により)
対象児童2人目は5,000円加算、対象児童3人目以降は1人につき3,000円ずつ加算

支給期間は国の児童扶養手当制度拡大前まで。

申請・問合せ先 窓口に備え付けの申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、市福祉課児童福祉係へ